

様式第11(第15条関係)

表 12センチメートル			号
騒音規制法第20条第2項の規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名	年 月 日生	8センチメートル
		年 月 日発行	
		年 月 日限り有効	
市町村長 印			

裏

12センチメートル		
騒音規制法抜すい		
第20条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。		
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。		
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		
第31条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。		